



都市公園制度制定150周年
150TH ANNIVERSARY

都市公園制度制定150周年記念事業

「はま・ゆめパーク」～公園活用企画を募集します～ 募集要項

I 募集概要

(1) 目的

令和5年は、日本に都市公園の制度が制定されてから150年となる節目の年です。横浜市には約2,700箇所の公園があり、これまで多くの市民の皆様により大切に守り育てられ、ご利用いただけてきました。

本事業は、市民や企業の皆様から公園の新たな活用の可能性を広げる企画を募集し、皆様による企画の実現を横浜市が支援することにより、公園を起点とした魅力あるまちづくりをより一層進めていくことを目的としています。

(2) 募集内容

皆さまが「公園というフィールドを活用して、地域の仲間とこんなことをやってみたい」、「自分の会社でこんなことを公園でしてみたら楽しいのではないか」と思う、自由な発想による企画を考えてご応募ください。

応募いただいた企画内容を本市で選考させていただき、選定された企画を皆さまが実施することを横浜市が支援します。支援の内容については、「(5) 企画の実施に係る支援」をご参照ください。

(3) 企画の例

○2027年国際園芸博覧会「GREEN×EXPO 2027」の機運を盛り上げる企画

○自然や緑を感じることができたり、環境にやさしい遊びや様々な体験ができたりする企画

○子どもたちが、気軽にスポーツやレクリエーションの体験ができる企画

その他、日頃から皆様が公園でやりたかったことなど、自由にご応募ください。

(4) 応募可能な公園

横浜市内の都市公園（県立公園除く）。

対象公園は下記の「横浜市の都市公園データ集」をご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/kouen.html>

(5) 企画の実施に係る支援

- ア 企画から実施までを通して、「はま・ゆめパーク」事務局が相談窓口となって支援します。
- イ 具体的な支援の内容は次のようなものです。

《具体的な支援の例》

- ✓集客を求めるイベントの場合におけるチラシの印刷や告知などの広報（情報発信）
- ✓企画段階における助言（公園で実施可能な事項など）
- ✓本市で保管しているテントや発電機等など企画で活用していただくための物品の貸し出し
- ✓関係機関との協議にあたっての相談窓口（連絡調整、協議の場への同席など）
- ✓原則として、公園使用料の減免を受けられる。

等

(6) 応募資格

横浜市の公園の活用に関心のある個人、団体、企業、個人事業者など、どなたでもご応募いただけます。

ただし、以下の要件を全て満たすことを条件とします。

- ・横浜市指名停止等措置要綱の規定による指名停止を受けるに相当する法令に反する行為または不適切な行為が認められないこと。
- ・公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。

(7) 応募条件

ア 企画から、当日の運営、実施後の報告まで応募者ご自身で実施するものとしてください。なお、当日の実施や運営が他の事業者等であるものは対象外となります。

イ 1日限りの実施でも、複数日または一定期間の実施でも大丈夫です。

ウ 企画の実施にあたり調整が必要な関係機関との事前協議及び必要な手続きは、「はま・ゆめパーク」事務局の支援のもとに応募者ご自身で行っていただきます。

エ 実施にあたっては都市公園法、本市公園条例その他の法令の規定を遵守するとともに、上記の関係機関との協議の中での指示等に従ってください。

オ 実施内容が次に該当する提案はできません。

- ・法令や公序良俗に反するまたは反するおそれがある場合
- ・政治的、宗教的な要素を含む場合
- ・騒音等を発生させ、公園及び周囲の良好な環境を保てなくなるおそれがある場合
- ・公園の施設を損傷する可能性がある場合など、公園の管理運営上支障となる場合
- ・他の公園利用者の安全性を確保できない場合
- ・原則として、公園内への仮設物以外の施設の恒久的な設置、既存施設の撤去、または改修等を行うことはできません。企画を実施する上で、やむを得ず必要となる場合は、ご相談下さい。

(8) 応募方法

ア 様式1「企画書」にご記入の上、メールまたは郵送でご応募ください。記入にあたっては、「企画書の書き方」を参考にしてください。

イ 下記の宛先まで、メールまたは郵送にてご応募ください。

《メールでのご応募》

ks-koen150boshuu@city.yokohama.jp

《郵送でのご応募》

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

横浜市環境創造局公園緑地管理課 「はま・ゆめパーク」事務局 行

(9) 企画書受付期間

令和5年7月3日（月曜日） 受付開始

令和5年8月15日（火曜日） 受付終了（郵送の場合は必着）

2 応募から実施までの流れと留意事項

(1) 企画の選定

ア ご応募いただいた企画内容を本市で選考させていただき、実際に実施していただく企画を選定いたします。

イ 選考結果及び選定された企画内容は、本市ホームページで発表するとともに、結果に関わらず応募いただいた皆様へは電話またはメールにてご連絡します。企画の選定等に関する応募者からの個別の問い合わせには返答致しかねますので、ご了承ください。

ウ 評価の視点の例

- ・誰もが楽しめる楽しさや面白さ
- ・近隣地域への影響への配慮
- ・公園の管理運営や公園の周辺地域、公園利用者等への貢献度
- ・自治会や公園愛護会等の地域団体の活性化
- ・将来の幅広い展開の可能性

(2) 資料提供・調査への協力依頼

企画から実施までを通して、今後の継続的な展開に向けた検討を行うため、アンケート調査やヒアリング調査、実施後の報告や実施時の写真の提供等にご協力ください。実施時の様子をホームページに掲載しますので、ご了承ください。

(3) 企画選定までのスケジュール

令和5年7月3日(月) 企画書受付開始

令和5年8月15日(火) 企画書受付終了

令和5年8月～9月 審査(書類審査に加え、必要に応じてヒアリングを行います)

令和5年9月下旬 選考結果を応募者に通知、ホームページで選考結果及び選定された企画内容を発表

※企画の実施時期は、応募者の希望及び企画内容を考慮の上、関係機関・団体等との調整により決定します。

(4) 応募書類の取り扱いについて

①応募書類は、返却しません。

②応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。本件応募において選定された企画の内容は公表します。公表の際には、本市は提出書類の一部を無償で使用させていただくことがあります

③提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、応募者が負うこととします。

④応募書類に記載いただく個人情報については、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例その他関係法令等に基づき適切に管理し、他の目的に使用いたしません。

3 お問合せ先

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

横浜市環境創造局公園緑地管理課 「はま・ゆめパーク」事務局

電話：045-671-2642 (平日 9:00～17:00)

電子メール：ks-koen150boshuu@city.yokohama.jp

4 参考

GREEN×EXPO 2027 (2027年国際園芸博覧会) については、下記HPをご参照ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/engeihaku/top.html>